

栃木県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で
非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

平成 19 年 2 月 1 日
条 例 第 1 4 号

改正 平成 20 年 2 月 14 日 条例第 4 号
改正 平成 20 年 10 月 29 日 条例第 7 号
改正 平成 24 年 2 月 29 日 条例第 3 号
改正 令和 3 年 10 月 14 日 条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 特別職の職員に支給する報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 年額による報酬を受ける者が年の中途において選挙され、若しくは任用され、又は辞職し、退職し、失職し、若しくは死亡した場合の報酬の額は、その在職月数を基礎として月割りにより計算した額とする。

(報酬の支給)

第 3 条 特別職の職員の報酬は、広域連合長が定める日に支給する。

2 辞職し、退職し、又は失職した者が、当該辞職し、退職し、又は失職した月において再び同一の職に選挙され、又は任命された場合には、前条第 2 項の規定にかかわらず、報酬を重複して支給しない。

(費用弁償)

第 4 条 特別職の職員が、公務のため旅行したときは、別表第 2 に定めるところにより、費用弁償として旅費を支給する。この場合において、栃木県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 19 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 16 号）第 14 条第 2 項に規定する旅行における日当の額は、同項の規定を準用し、計算して得られた額（支給しない場合を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、出席した日1日につき当該各号に掲げる額を費用弁償として支給する。

(1) 特別職の職員（次号に掲げる者を除く。）が議会に出席のため、又は監査等のため旅行した場合 3,300円

(2) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの中のものに準ずる者が広域連合長が別に定める事由により旅行した場合 3,300円を超えない範囲内で、広域連合長が定める額

（委任）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第3号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第6号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	区分	報酬額
広域連合長	年額	40,000円
副広域連合長	年額	30,000円
監査委員	議見者	30,000円
	議員	30,000円
選挙管理委員会委員	日額	9,200円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	9,200円
その他の特別職の委員	日額	9,200円
臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの中のものに準ずる者	年額500,000円、月額500,000円 又は日額9,200円を超えない範囲内で、それぞれ広域連合長が定める額	

別表第2（第4条関係）

鉄道賃、船賃 (1キロメートル)	車 賃 (1キロメートル)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
運賃の等級を区分する線路又は船賃による旅行の場合には最上級の運賃及び当該乗車又は乗船に要する料金	37円	3,300円	16,500円	3,300円